

事 務 連 絡

平成 28 年 6 月 23 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

「美容医療サービスにみる包茎手術の問題点」の送付について（依頼）

美容医療サービスの施術に関する相談について、男性の契約当事者から寄せられる相談の約半数が包茎手術に関するものであり、また、相談数の大きな減少がみられないこと等を踏まえ、包茎手術に関する正しい医療情報を提供するとともに、消費者への注意を喚起するため、今般、「美容医療サービスにみる包茎手術の問題点」（別記参照：平成 28 年 6 月 23 日独立行政法人国民生活センター）が公表されました。

美容医療サービス等については、これまでも、インフォームド・コンセント及び医療機関のホームページの適正化に向けて適切な対応や周知を依頼してきたところですが、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底や適切な指導等をお願いいたします。

なお、医療機関のホームページ等については、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」にて、新たな規制の要否及びその範囲や方法並びに執行体制の確保のための方策等について議論を行っており、本年秋を目途にとりまとめる予定であることを申し添えます。

(関係通知等)

- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330014 号医政局通知、平成 25 年 9 月 27 日一部改正）

- ・ 「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知）
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知）
- ・ 「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について」（平成 24 年 9 月 28 日付け医政発 0928 第 1 号厚生労働省医政局長通知）
- ・ 「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）」（平成 28 年 1 月 7 日付け医政総発 0107 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集（Q&A）の送付について」（平成 28 年 3 月 31 日付け医政局総務課事務連絡）

以上

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048